

令和7年度 地域標準手順書普及等事業（厚生労働省補助事業）

特定行為に係る 地域標準手順書マニュアル



栃木県医師会

目 次

はじめに	1
特定行為に係る看護師の研修制度と手順書について	2
特定行為に係る地域標準手順書（栃木県医師会）	3
・胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換	5
・褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	6
・脱水症状に対する輸液による補正	7
・気管カニューレの交換	8
・膀胱ろうカテーテルの交換	9
特定行為研修修了者について	10
特定行為に係る手順書活用に関するQ&A	12
<参考>	
特定行為の説明書及び同意書の例	15
リーフレット	17
○これからの医療を支える看護師の特定行為研修制度ご案内 [医療関係者の皆さまへ]	
○訪問看護 de 特定行為 [医師向け（紹介編・協働編）] [訪問看護ステーション管理者向け（導入編・研修受講編）]	

はじめに

特定行為研修制度の普及と在宅医療における医師の手順書作成に係る負担軽減を図り、特定行為研修修了者を活用しやすい環境の整備をすることを目的に、厚生労働省の補助事業として、栃木県医師会が令和7年度実施団体として選定されました。

本事業では、在宅領域における特定行為研修修了者による特定行為と手順書について、医療機関の先生方にご理解をしていただき、地域での活用を目指して、推進委員会やワーキンググループで検討を重ねて参りました。

本県でも、特定行為研修や修了者の認知度が低く、また、在宅に係る特定行為研修修了者が少ないといった現状ではありますが、医師と看護師が協働する取組が広がり、現在の医療従事者不足を少しでも補えるよう、タスクシフト・シェアを進め、共に協力して、栃木県の医療を守っていかねばならないと考えております。

今回、作成いたしました本手順書が、在宅医療を担うかかりつけ医と特定行為を行う看護師の連携促進、今後の各地域における在宅医療提供体制構築の一助となれば幸いです。

栃木県医師会長 小沼一郎

特定行為に係る看護師の研修制度と手順書について

<制度の目的>

特定行為研修制度は、看護師が医師の指示を待たずに一定の診療補助行為(特定行為)を実施できるようにすることを目的としている。

この制度により、看護師は医師が作成した「手順書」に基づいて、特定の医療行為を行うことが可能になる。

これにより、医療現場での看護師の役割が拡大し、より迅速なケアが提供できるようになる。

<対象者と研修内容>

この研修は、看護師免許を有する者が対象で、特に診療補助の実務経験がある看護師が適している。

研修を修了した看護師は、患者の状態を見極め、タイムリーな対応を行うことが期待される。研修内容には、以下のような特定行為が含まれる。

- ・医療行為の実施に必要な知識と技術の習得
- ・医師の指示に基づく特定行為の実施
- ・患者への薬剤投与や処置、検査に関連する行為

<手順書>

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であって、以下の内容が含まれるものである。

- ①看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- ②診療の補助の内容
- ③当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- ④特定行為を行うときに確認すべき事項
- ⑤医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- ⑥特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

なお、「③当該手順書に係る特定行為の対象となる患者」とは、その手順書を適用する患者の状態を指し、患者は、医師又は歯科医師が手順書により指示を行う時点において特定されている必要がある。

手順書の具体的な内容については、①から⑥の手順書の記載事項に沿って、各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成する。

また、各医療現場の判断で、記載事項以外の事項やその具体的内容を追加することもできる。

特定行為に係る地域標準手順書（栃木県医師会）

- ・胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換
- ・褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・脱水症状に対する輸液による補正
- ・気管カニューレの交換
- ・膀胱ろうカテーテルの交換

本マニュアルでは、在宅領域で活用される特定行為の上記5行為の手順書を掲載しております。

この手順書は厚生労働省の「特定行為に係る手順書例集」等を参考に、栃木県看護協会の協力のもと、栃木県医師会〔地域標準手順書普及等推進委員会（ワーキンググループ会議）〕で作成しています。

栃木県の在宅医療の特性を加味し、地域で活用できることを念頭に置いて作成しておりますが、必要に応じて医師と特定行為研修修了看護師と連携したうえで、記載事項以外の事項やその具体的内容など、各在宅医療現場に即して追加・修正等いただき、ご利用願います。

掲載されております手順書は、栃木県医師会ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

栃木県医師会ホームページ

ホーム > 医師の皆様へ > 在宅医療

<http://www.tochigi-med.or.jp/doctor/homecare/>



<その他 手順書例集>

- ・ 手順書例集について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00023.html



- ・ 令和5年度～令和6年度厚生労働科学研究費

「看護師の特定行為に係る手順書の実態調査研究」

特定行為に係る手順書例集（令和7年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001602062.pdf>



- ・ 厚生労働省特定行為に係る手順書例集～在宅領域版～（令和2年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001636685.pdf>



看護師特定行為手順書（胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換）

指示期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用者名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
診療の補助の内容 （実施する行為）	胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換		
当該手順書による特定行為の対象となる患者	定期交換、又は臨時交換が必要な患者で以下のいずれも満たす患者 1. 胃ろうであり初回交換ではない（経食道ろう、経小腸ろうでない） 2. 内部ストッパーがバルーン型である ※臨時交換：何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けてしまった時 何らかの原因でカテーテルやボタンが破損、閉塞したと思われる時		
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲（実施前に確認すべき事項）	<input type="checkbox"/> 意識、バイタルサイン、病状が平常時と変化がない <input type="checkbox"/> ろう孔から出血していない <input type="checkbox"/> 交換前のカテーテル/ボタンの可動性が良好である <input type="checkbox"/> 出血傾向がないこと（点状出血、内出血を認めない） <input type="checkbox"/> 肉芽形成がない、ある場合は出血、増殖を認めない <input type="checkbox"/> ※病状の範囲外の場合は、担当医師に直接連絡する。		
特定行為実施の際、および実施後に確認すべき事項	<input type="checkbox"/> 意識、バイタルサインに問題がない <input type="checkbox"/> 交換後の腹痛がないか、あっても軽度である <input type="checkbox"/> 交換後のカテーテル/ボタンの可動性が良好である <input type="checkbox"/> 胃内容物の逆流が確認できる <input type="checkbox"/> 胃ろう部から持続的な出血が認められない <input type="checkbox"/> 肉芽形成がある場合、出血を認めないもしくは圧迫で止血出来る <input type="checkbox"/>		
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	・平日日中： ・主治医へ連絡 ・医院へ連絡（ 電話・メール・FAX ） ・夜間休日： ・その他（ ）		
実施後の報告の方法	・どこでも連絡帳への入力 ・報告書への記載		

2026年2月

訪問看護ステーション〇〇〇〇

特定行為実施者：〇〇〇〇

指示医療機関名：

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

平日日中の連絡先：

緊急時連絡先：

医師名：

看護師特定行為手順書(褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去)

指示期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用者名	生年月日	年 月 日 (歳)	
診療の補助内容 (実施する行為)	褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 部位：		
当該手順書による特定行為の対象となる患者	1. 関節、会陰部、顔以外の部位で発生した褥瘡 2. 壊死組織に血流が認められない褥瘡 3. 感染兆候が認められない褥瘡	※左の項目すべてを満たす患者	
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲(実施前に確認すべき事項)	<input type="checkbox"/> 意識状態、バイタルサインが平常と変化がない <input type="checkbox"/> 虚血肢ではない(動脈蝕知で確認) <input type="checkbox"/> 抗凝固薬を内服している場合は、出血傾向がない <input type="checkbox"/> 褥瘡の部位 <input type="checkbox"/> 褥瘡の状態(DSIGN-R 2020 の評価) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※病状の範囲外の場合は、担当医師に直接連絡する。		
特定行為実施の際、および実施後に確認すべき事項	<input type="checkbox"/> 意識状態の変化 <input type="checkbox"/> バイタルサインの変化 <input type="checkbox"/> 施行中・後の出血や疼痛 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	・平日日中： ・主治医へ連絡 ・医院へ連絡(電話・メール・FAX) ・夜間休日： ・その他()		
実施後の報告の方法	・どこでも連絡帳への入力 ・報告書への記載		

2026年2月

訪問看護ステーション〇〇〇〇

特定行為実施者：〇〇〇〇

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

指示医療機関名：

平日日中の連絡先：

緊急時連絡先：

医師名：

看護師特定行為手順書（脱水症状に対する輸液による補正）

指示期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用者名	生年月日	年 月 日（ 歳）	
診療の補助の内容 （実施する行為）	脱水症状に対する輸液による補正		
当該手順書による特定行為の対象となる患者	在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者 1. 自覚症状や飲水量や排尿回数等から脱水が疑われる場合 2. 脱水による補液を繰り返しており、今後脱水を起こしうる可能性が高いと考えられる患者		
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲（実施前に確認すべき事項）	<input type="checkbox"/> 意識状態の変化なし <input type="checkbox"/> 体温、血圧、脈拍、呼吸状態、SPO ₂ が安定している <input type="checkbox"/> 基礎疾患に重症の心不全や腎不全、および重度の慢性腎臓病が認められない <input type="checkbox"/> 血液検査を実施した場合、脱水症状がない時の腎機能や電解質の結果と大きな変化がない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※病歴や身体診察から、脱水の原因が感染症など急性疾患によるものと考えられる場合は、担当医師に直接連絡 ※病状の範囲外の場合は、担当医師に直接連絡する。		
特定行為実施の際、および実施後に確認すべき事項	<input type="checkbox"/> 意識レベルの変化 <input type="checkbox"/> バイタルサインの変化 <input type="checkbox"/> 補液による溢水と思われる所見（呼吸苦、喘鳴、浮腫など）が出現していない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	・平日日中： ・主治医へ連絡 ・ 医院へ連絡（ 電話・メール・FAX ） ・夜間休日： ・その他（ ）		
実施後の報告方法	・どこでも連絡帳への入力 ・報告書への記載		

2026年2月

訪問看護ステーション〇〇〇〇

特定行為実施者：〇〇〇〇

指示医療機関名：

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

平日日中の連絡先：

緊急時連絡先：

医師名：

看護師特定行為手順書（気管カニューレの交換）

指示期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用者名		生年月日	年 月 日（ 歳）
診療の補助内容 （実施する行為）	気管カニューレの交換		
当該手順書による特定行為の対象となる患者	気管開窓術後、または気管切開後、医師または他の看護師により気管カニューレの交換が1回以上行われ、瘻孔が完成した気管カニューレ挿入中の患者のうち、以下1～4に該当する場合。 1. 定期交換 2. 何らかの原因でカニューレが抜けてしまった場合 3. カニューレのカフ等の破損があり、交換が必要な場合 4. カニューレが乾燥した分泌物等で閉塞した場合		
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲（実施前に確認すべき事項）	<input type="checkbox"/> 意識状態、バイタルサイン、病状が平常時と変化がない <input type="checkbox"/> 気管孔や周囲から出血がない <input type="checkbox"/> ※病状の範囲外の場合は、担当医師に直接連絡する。		
特定行為実施の際、および実施後に確認すべき事項	<input type="checkbox"/> 意識状態 <input type="checkbox"/> バイタルサインの変化 <input type="checkbox"/> 不良肉芽がない <input type="checkbox"/> 分泌物量・出血の変化 <input type="checkbox"/> 易出血状態でない <input type="checkbox"/> （人工呼吸器装着の場合）一回換気量、分時換気量の変化 <input type="checkbox"/>		
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	・平日日中： ・主治医へ連絡 ・医院へ連絡（ 電話・メール・FAX ） ・夜間休日： ・その他（ ）		
実施後の報告方法	・どこでも連絡帳への入力 ・報告書への記載		

2026年2月

訪問看護ステーション〇〇〇〇

特定行為実施者：〇〇〇〇

指示医療機関名：

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

平日日中の連絡先：

緊急時連絡先：

医師名：

看護師特定行為手順書（膀胱ろうカテーテルの交換）

指示期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用者名		生年月日	年 月 日（ 歳）
診療の補助内容 （実施する行為）	膀胱ろうカテーテルの交換		
当該手順書による特定行為の対象となる患者	初回交換でないこと 1. 定期交換 2. 臨時交換：何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けてしまった時 何らかの原因でカテーテルやボタンが破損、閉塞したと思われる時		
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲（実施前に確認すべき事項）	<input type="checkbox"/> 意識、バイタルサイン、病状が平常時と変化がない <input type="checkbox"/> ろう孔から出血していない <input type="checkbox"/> 交換前のカテーテル/ボタンの可動性が良好である <input type="checkbox"/> 出血傾向がないこと（点状出血、内出血を認めない） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※病状の範囲外の場合は、担当医師に直接連絡する。		
特定行為実施の際、および実施後に確認すべき事項	<input type="checkbox"/> 意識、バイタルサインに問題がない <input type="checkbox"/> 交換後の下腹部痛がないか、あっても軽度である <input type="checkbox"/> 交換後のカテーテルの可動性が良好である <input type="checkbox"/> 交換後のカテーテルからの尿の流出が良好である <input type="checkbox"/> ろう孔から持続的な出血が認められない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	・平日日中： ・主治医へ連絡 ・医院へ連絡（ 電話・メール・FAX ） ・夜間休日： ・その他（ ）		
実施後の報告の方法	・どこでも連絡帳への入力 ・報告書への記載		

2026年2月

訪問看護ステーション〇〇〇〇

特定行為実施者：〇〇〇〇

指示医療機関名：

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

平日日中の連絡先：

緊急時連絡先：

医師名：

特定行為研修修了者について

特定行為研修修了者が所属する県内訪問看護ステーション（次ページに一覧を記載）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/documents/20251031092554.pdf>



特定行為研修修了者名簿掲載ページ

<https://portal.tokutei-nurse-council.or.jp/graduates/>



県内の特定行為指定研修機関一覧（令和7年9月時点）

- （1）学校法人 自治医科大学 自治医科大学
- （2）学校法人 獨協学園 獨協医科大学

指定研修機関等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00024.html



特定行為研修修了者が所属する県内訪問看護ステーション一覧（2025年9月時点）

※特定行為研修とは、保健師助産師看護師法第37条の2に規定する研修をさします。

※研修修了者の異動等により、掲載内容に変更等が生じる場合があります。

最新情報は各施設へお問い合わせください。

(順不同)

市町名	訪問看護ステーション名	研修修了者数	所属する研修修了者の修了区分							電話番号	
			呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	ろう孔管理関連		創傷管理関連		栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連			左記以外
				くは胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルの交換	換脱ろうカテーテルの交換	組織の切除	褥瘡又は慢性創傷の治療	法創傷に対する陰圧閉鎖療法	輸液の投与量の調整		
1 宇都宮市	訪問看護あかり	1	○							028-666-6680	
2 宇都宮市	訪問看護ステーションほっと	1	○	○	○					028-626-5739	
3 宇都宮市	とちぎ訪問看護ステーションうつのみや	1	○	○	○	○	○			028-612-6103	
4 宇都宮市	さつき訪問看護ステーション	4	○	○		○		○	○	028-689-8367 ※1	
5 宇都宮市	訪問看護ステーションみやの杜	1	○	○		○			○	028-683-7821	
6 宇都宮市	訪問看護ステーション虹	1	○	○		○			○	028-600-1604	
7 宇都宮市	JCHO うつのみや病院附属訪問看護ステーション	1				○	○	○	○	028-655-3650 ※2	
8 那須烏山市	訪問看護ステーションあい	1	○	○	○	○	○			0287-83-8035	
9 塩谷町	訪問看護ステーションたいよう	1						○	○	0287-48-7898 ※3	
10 さくら市	さくら訪問看護ステーションcocoa	1						○	○	0286-76-3171 ※4	
11 壬生町	とちぎ訪問看護ステーションみぶ	1	○	○		○			○	0282-82-7262	
12 小山市	わくわく訪問看護ステーションおやま	1	○	○	○	○	○	○	○	0285-24-6575	
13 栃木市	とちぎメディカルセンター 訪問看護ステーション	1	○	○		○			○	0282-22-5111	
14 栃木市	訪問看護ステーションあかり	1	○			○	○		○	0282-51-6503 ※5	
15 足利市	とちぎ訪問看護ステーションあしかが	1	○	○	○					0284-22-7366	

※1 さつき訪問看護ステーション：感染に係る薬剤投与関連、循環動態に係る薬剤投与関連、動脈血液ガス分析関連
栄養に係るカテーテル管理（抹消留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連

※2 JCHO うつのみや病院附属訪問看護ステーション：血糖コントロールに係る薬剤投与関連

※3 訪問看護ステーションたいよう：血糖コントロールに係る薬剤投与関連

※4 さくら訪問看護ステーションcocoa：精神および神経症状に関わる薬剤投与関連

※5 訪問看護ステーションあかり：血糖コントロールに係る薬剤投与関連、創部ドレーン管理関係

栃木県保健福祉部医療政策課（2025年9月作成）

※2026年4月～栃木県保健福祉部保健福祉課

特定行為に係る手順書活用に関するQ&A

先生方が特定行為研修修了者・手順書を活用いただくにあたり、よくあるご質問を以下にお示しいたします。

<Q1>

手順書発行に関する診療報酬はどのようなものが算定できますか。

<A1>

次のとおりです。

- ・手順書加算 6月に1回限り、150点

なお、在宅医療において、特定行為を実施する際には以下のようなものが算定可能です。

- ・在宅療養指導管理料
- ・訪問看護指示料 300点
- ・衛生材料等提供加算 80点

※上記は令和6年度診療報酬改定時の状況です。今後の改定の状況に応じてご確認願います。

<Q2>

在宅医療を担う訪問看護ステーションに在籍する特定行為研修修了者はどこにいますか。

<A2>

特定行為研修修了者については、本マニュアル10ページをご覧ください、ご確認願います。

また、特定行為研修修了者が所属する県内訪問看護ステーション（2025年9月時点）が本マニュアル11ページに掲載されております。

<Q3>

特定行為研修修了者が連携している訪問看護ステーション等には、手順書が活用できないのでしょうか。

<A3>

特定行為研修修了者がいない場合は、手順書による特定行為を指示することができません。例えば、カンファレンス交換では、病院の看護師が、退院後1か月の間は訪問フォローに行くことが可能です。その間に在宅患者さんに、訪問看護ステーションの看護師と病院の特定行為研修修了者が連携し、アウトリーチして一緒に在宅で交換に行くこともあります。

今後、病院との連携を促進し、病院に在籍している特定行為研修修了者の活用が期待されます。

<Q4>

手順書の指示期間に決まりはありますか。

<A4>

手順書の指示期間に決まりはありませんが、患者さんの状態変化に合わせて適宜、見直しをする必要があります。

状態が安定した患者さんであっても、状態変化に合わせた手順書を発行する観点から在宅医療（訪問看護）における指示期間は、長くとも半年を推奨いたします。

<Q5>

特定行為を実施するうえで、患者さんに同意書を求める必要がありますか。

<A5>

訪問看護や医療訪問において、医師が特定行為の実施を研修修了看護師に指示する場合には、可能な範囲で、安全に実施できる研修を受けた看護師が行わせてもらうことを説明し、了解を得ていただくことは必要です。診療所のほうで同意書という文書自体は必須ではありませんが、実施する訪問看護ステーションでは、必要に応じ同意書を取得できるように準備しておくことをお勧めします。（参考例：栃木県看護協会作成を本マニュアル15ページに掲載しております。）

<Q6>

手順書の項目にある実施後の報告、連絡方法について作成・実行していく上で留意しておくことはありますか？

<A6>

特定行為研修を修了した看護師が、手順書に基づいて安全かつ円滑に活動するためには、「報告・連絡」のルール作りが極めて重要です。単に「報告する」と決めるだけでなく、「いつ」「誰に」「どのような手段で」「何を」伝えるかを、現場の実態に合わせて具体化しておく必要があります。

<その他>

厚生労働省ホームページ

特定行為に係る看護師の研修制度に関する Q&A（2019. 11 改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001601888.pdf>

《 参 考 》

特定行為に係る看護師の研修制度について（厚生労働省HPより）

<制度の趣旨>

さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合理論の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

<特定行為とは>

特定行為は診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為です。

<手順書とは>

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であって、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が定められているものです。

<ステーション〇〇〇 看護師〇〇〇の特定行為研修修了内容>

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

<共通科目の内容>

・臨床病態生理学	30時間
・臨床推論	45時間
・フィジカルアセスメント	45時間
・臨床薬理学	45時間
・疾病・臨床病態概論	40時間
・医療安全学/特定行為実践	45時間
合計	250時間



区別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

<区別科目の内容>

在宅・慢性期領域（領域別パッケージ）

・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8時間
・ろう孔管理関連	16時間
・創傷管理関連	26時間
・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	11時間
合計	61時間

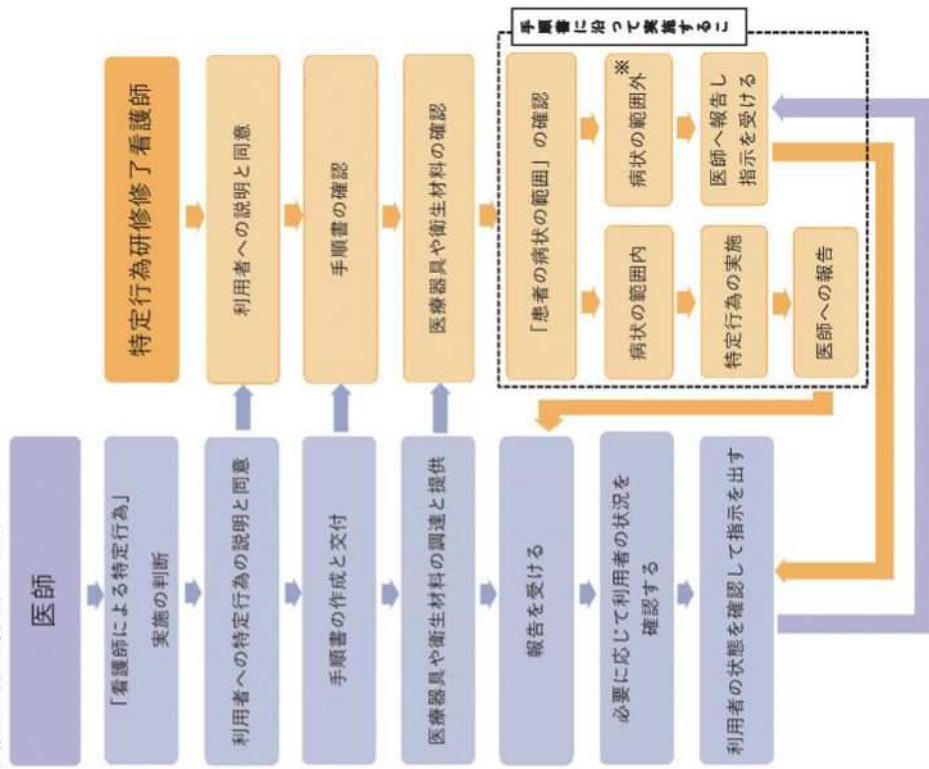
<研修を実施した場所>

厚生労働省認可施設 自治医科大学看護師特定行為研修センター

<実習場所> 自治医科大学附属病院（総合診療内科,呼吸器内科,消化器外科,耳鼻科,皮膚科）西部メデイカルセンター（皮膚科）

看護師特定行為の説明書及び同意書

<実際の特定行為について>



※病状の範囲外の場合は、基本的に実施しません

____様 の 特定行為 _____ に

関しては主治医から、看護師へ「手順書」という文書が発行されています。看護師は、その手順書に従い特定行為を行っていきます。手順書とは、医師が看護師の診療の補助（⇒特定行為のことです）を行わせるために、その指示として作成する文書のことです。

医師は、手順書を出すときに、患者さんと看護師を特定し患者さんの病状や状態に合わせて内容を決めておきます。

看護師は特定行為を行う際、研修で学んだ標準化したやり方であり、主治医と十分話し合い必要な時は、手技の指導、看護師の技術確認を訪問に同行し行います。

【事業所】公益社団法人栃木県看護協会

とちぎ訪問看護ステーション〇〇

【所在地】

【電話番号】

私は、特定行為に関する説明を受け、手順書に従って実施される特定行為に同意します。

年 月 日

【利用者】住所：

氏名：

【代筆者】氏名： (続柄)

【ご家族】住所：

氏名： (続柄)

リーフレット

○これからの医療を支える看護師の特定行為研修制度ご案内 [医療関係者の皆さまへ]

<https://www.mhlw.go.jp/content/001601883.pdf>



○訪問看護 de 特定行為 [医師向け]

「特定行為に係る看護師の研修制度」(紹介編)

<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-dr.pdf>

「特定行為に係る看護師の研修制度」(協働編)

<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-dr-2.pdf>

○訪問看護 de 特定行為 [訪問看護ステーション管理者向け]

「特定行為に係る看護師の研修制度」(導入編)

<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-kanri.pdf>

「特定行為に係る看護師の研修制度」(研修受講編)

<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-kanri-2.pdf>

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>



※P.22 (紹介編) およびP.28 (導入編) の下部に記載の診療報酬は、【令和6年度診療報酬改定時】の状況です。

今後の診療報酬改定の際には、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

医療関係者の皆さまへ

これからの医療を支える 看護師の特定行為研修制度

ご案内



©MINEKO UEDA

—— 「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること ——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

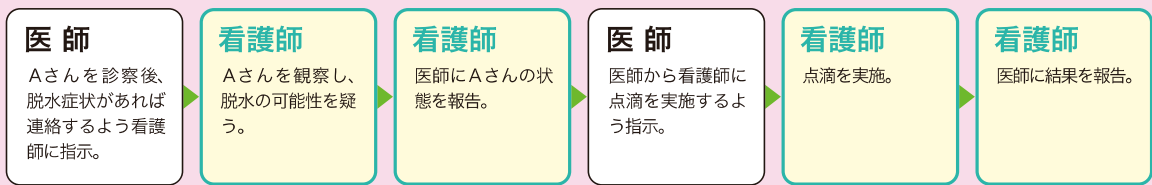


これからの医療を支える研修制度

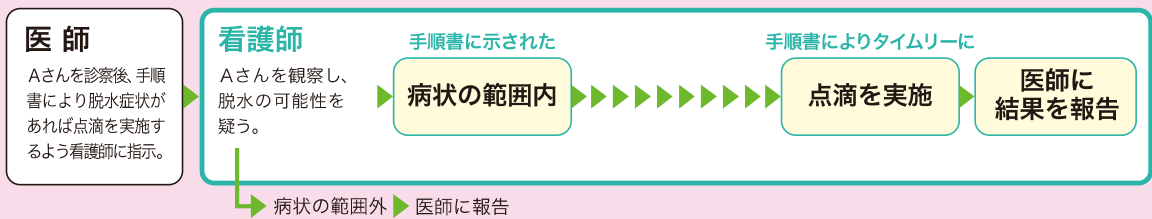
団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法が一部改正されました。平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

特定行為の実施の流れ ▶ 受講前・後でこのように変わります (脱水を繰り返すAさんの例)

特定行為の実施 (研修受講前)



特定行為の実施 (研修受講後)



診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
- 38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

特定行為区分 (21)	特定行為 (38)
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーリードの抜去 経皮的心的補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうポタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

領域別パッケージ研修の概要

特定行為研修は特定行為区分ごとに受講するように定められていますが、領域別パッケージ研修は、各領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いと想定される特定行為をまとめた研修です。領域には、「在宅・慢性期領域」、「外科系基本領域」などがあります。

特定行為区分のうち一部の特定行為の研修を受講するので、特定行為区分ごとに研修を受けるのと比較して短い時間数で研修を修了することができます。

領域別パッケージ研修について ～在宅・慢性期領域を受講する場合～

在宅領域に関連した
区分別科目を
すべて受講する場合

330時間



在宅・慢性期領域
パッケージを
受講する場合

311時間

+ 各5症例

特定行為区分	特定行為	時間数	領域別パッケージ研修の 時間数+実習症例数
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	8	8+5症例
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22	16+5症例
	膀胱ろうカテーテルの交換		—
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34	26+5症例
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		—
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	接続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16	—
	脱水症状に対する輸液による補正		11+5症例
	区分別科目小計	80	61+各5症例

手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的内容を追加することもできます。



「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる (SpO ₂ 、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下 (GCS○点以下又は JCS○桁以上) が認められる
診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	1. 平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する (結果が出たら速やかに報告)

※ 特定行為以外の診療の補助と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。



特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は厚生労働大臣が指定する研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：250 時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学／特定行為実践	45
合計	250

+

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：5～34 時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5

※上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要です。



どこで特定行為研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。

< 指定研修機関一覧 >

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>

< 特定行為研修制度についてのより詳しい情報はこちらをご参照ください >

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。

医師向け

訪問看護 de 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 紹介編

訪問看護師が特定行為研修を受講することで、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として担えるようになります。

医師のみなさまの負担を軽減し、働き方改革を実現するための方策として期待されています。

訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する
輸液による補正



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去



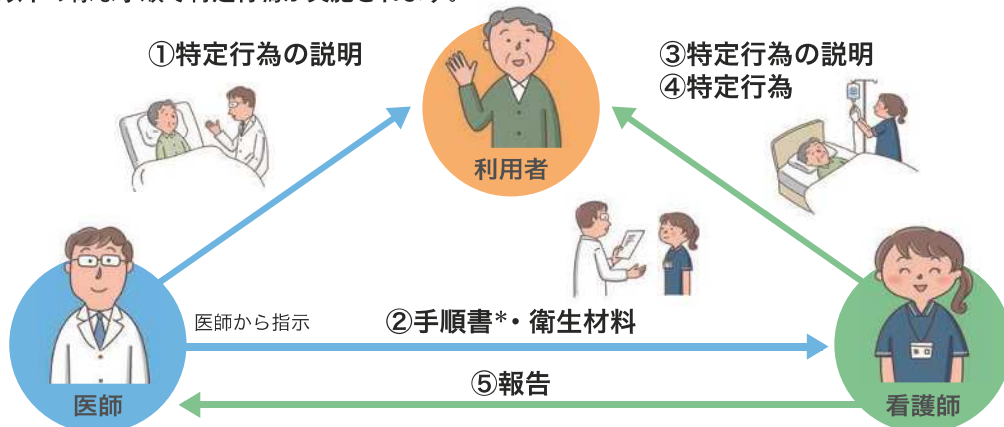
気管カニューレの交換



胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

特定行為の流れ

以下の様な手順で特定行為が実施されます。



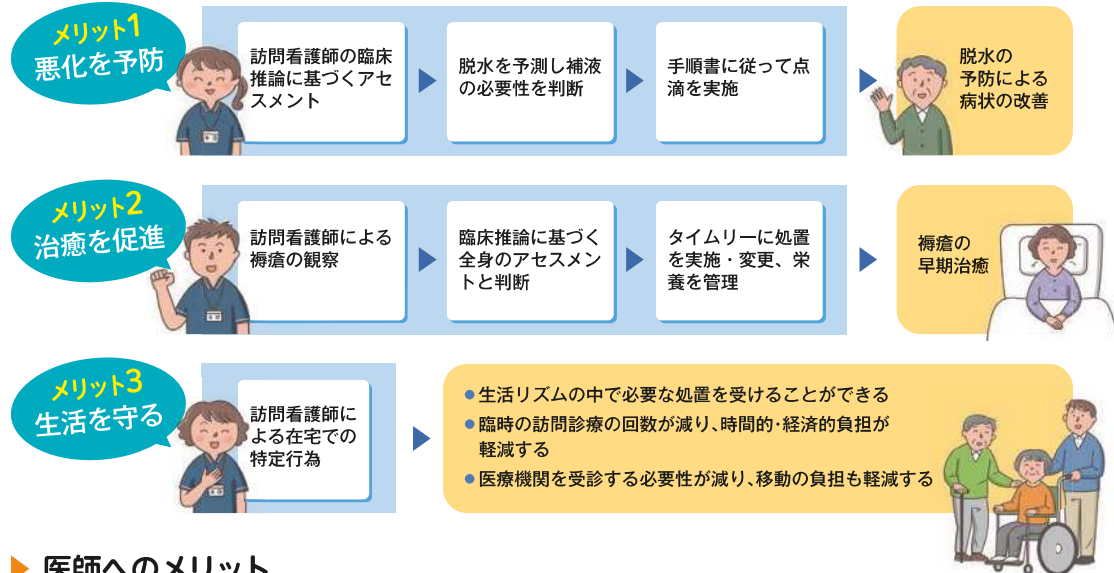
*手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成される文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる場合の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が記載されているもの。なお、手順書は医師があらかじめ作成するものであるが、必要に応じて看護師と連携して作成することもできる。

診療報酬

- ・在宅療養指導管理料…算定できます
- ・訪問看護指示料……………300点
- ・手順書加算……………6月に1回限り、150点
- ・衛生材料等提供加算…80点

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例



▶ 医師へのメリット

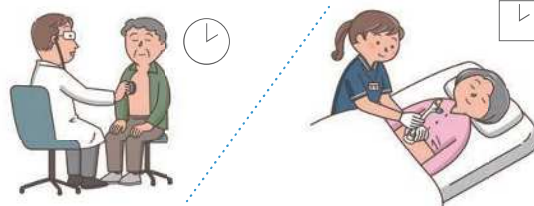
スムーズな治療判断

訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント、医学的見地を踏まえた報告、タイムリーな情報提供により、治療判断がスムーズになる。



医師の業務量の軽減

- 気管カニューレや各種カテーテル等の定期交換を訪問看護師に任せることが可能となり、他の業務に専念できる。
- 病状の変化、カテーテル等のトラブルなどに対し手順書の範囲で訪問看護師が対応可能となり、医師が早急な対応を迫られる頻度が減る。



例えば医師が外来診察中、訪問看護師が在宅で対応可能

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為に係る手順書例集（厚生労働省ホームページ）
https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html



厚生労働省



日本医師会

詳しくはポータルサイトをご覧ください



訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



医師向け

訪問看護 de 特定行為

～医療と暮らしの架け橋となる訪問看護師の特定行為～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 協働編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師と特定行為研修を修了した訪問看護師が協働することで、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として、看護師が患者に提供できるようになります。医師と訪問看護師が協力し合うことで、患者の在宅療養を継続できるとともに、医師の方々の負担軽減と働き方改革の実現に貢献します。

訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する輸液による補正



褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



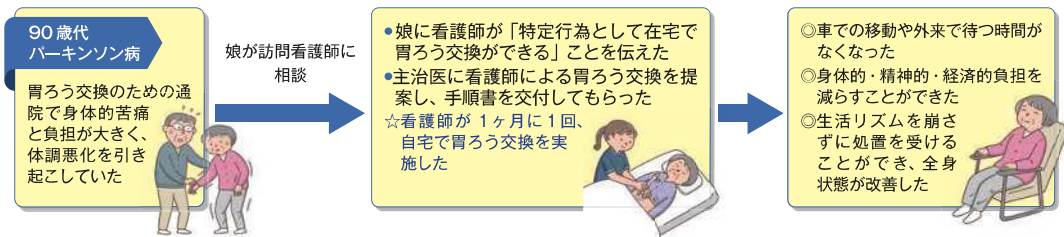
気管カニューレの交換



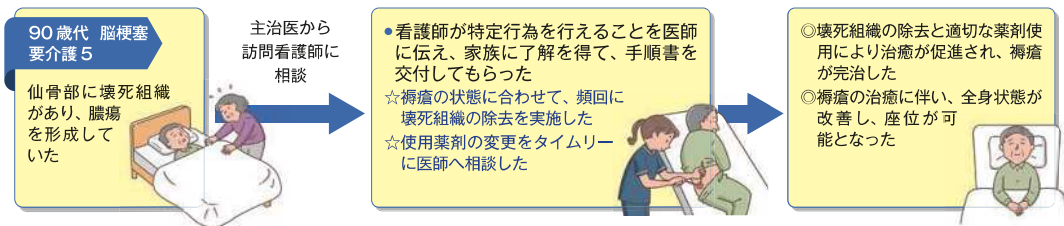
胃ろうもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

特定行為研修修了後の看護師の活動の実際

●ケース 1：胃ろうカテーテルの交換



●ケース 2：褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



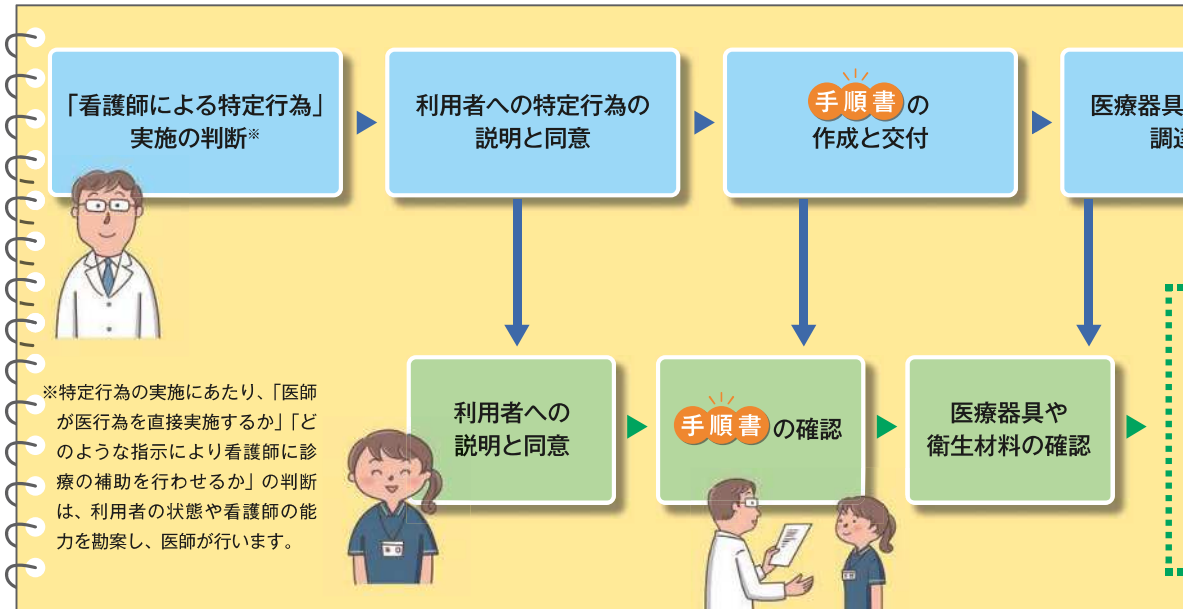
事例については、こちら

【全国訪問看護事業協会】特定行為訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
特定行為研修修了者の事例 <https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/casestudy/>



医師と特定行為研修修了者は、どのような流れで協働するの？

●以下のような流れで、医師と特定行為研修修了看護師が協働して、利用者へ特定行為を実施します。



手順書 はどのように作成するの？

- 手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録です。
- 医師は、手順書を適用する際に、利用者を特定します。
- 手順書は、医師があらかじめ作成するものですが、必要に応じて看護師と連携して作成します。

手順書 にテンプレートはあるの？

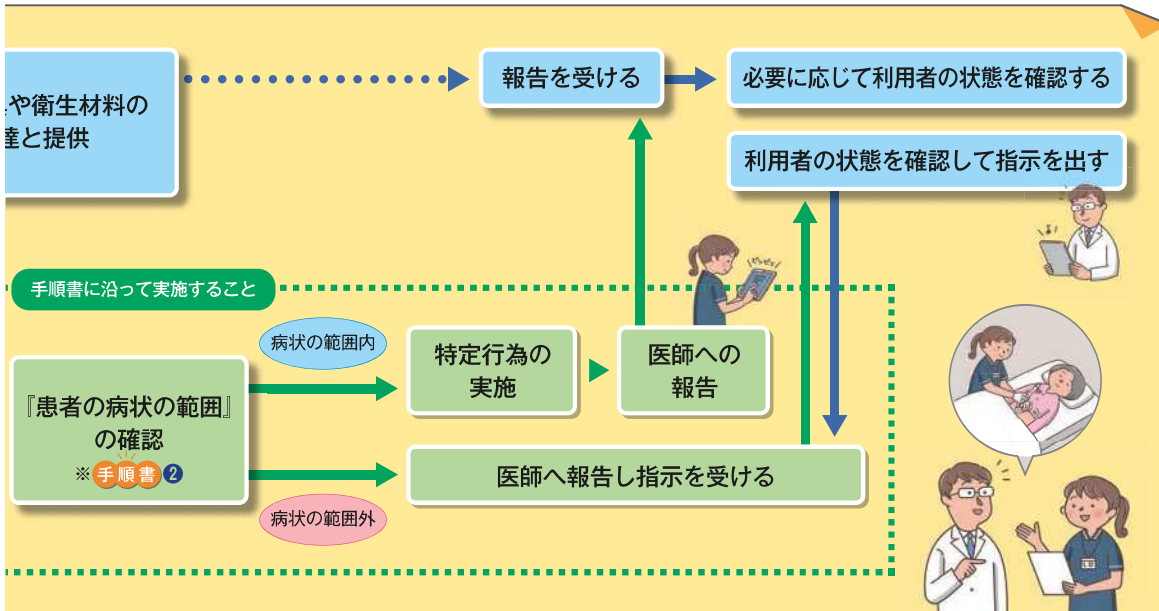
- 既存の手順書（厚生労働省ホームページ等からテンプレートを入手可能）を利用し、利用者の個性に合わせて記載すると簡便にできます。
- 下記の「手順書に必要な記載事項」以外にも具体的内容を記載することができます。（例：特定行為後、医師に確認してもらう頻度等）

手順書 を交付する際の留意点は？

- 「手順書」と「訪問看護指示書」は違う様式で、交付する目的が違います。
 - ▶手順書：看護師に特定行為を行わせる場合に交付
 - ▶訪問看護指示書：訪問看護ステーションに訪問看護の依頼をする場合に交付
- 手順書は、訪問看護指示書と共にコピーしてカルテ内に保管します（訪問看護ステーションは原本を保管します）。
- 手順書を交付した際は、訪問看護師への指導内容を指示録としてカルテに記録する必要があります。

手順書に必要な記載事項

- ①当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- ②看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- ③診療の補助の内容
- ④特定行為を行うときに確認すべき事項
- ⑤医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- ⑥特定行為を行った後の医師に対する報告の方法



手順書のテンプレート

実際の手順書

利用者の個別性に合わせて記載

手順書：胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換

1 【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】
在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、1～4のいずれかの場合。
1. 内部ストッパーがリレーン型である
2. 漏れや乳化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている
3. 非X線透視下、非内視鏡下における、初回の交換ではない
4. 何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けたり、破損したりした場合

2 【看医師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
 バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない
 出血傾向がない
 カテーテル挿入部に感染がない

3 【診療の補助の内容】胃ろうカテーテル（リレーン型）または胃ろうボタン（リレーン型）の交換

4 【特定行為を行うときに確認すべき事項】
 意識状態、バイタルサインに異常がないこと
 出血傾向がないこと
 過去の交換において、異常や交換の困難性がなかったこと
 非X線透視下あるいは非内視鏡下初回の交換ではないこと
 カテーテル挿入部の感染がないこと
 患者が抵抗的ではないこと
 交換後の腫痛がないか、あっても軽度であること
 胃内内容物の逆流が確認できること
 交換後のカテーテルやボタンの可動性が良好であること
 胃ろう部からの持続的な出血が認められないこと

5 【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
相当医師

6 【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】
1. 担当医師に電話で直接連絡
2. 診療記録への記載

※ポイント：
本手順書はリレーン型に限定しているが、特定行為としてはパンロー型の場合もあり得る。
胃ろうカテーテルも特定行為として実施可能だが、その場合は別途手順書の作成が必要。

利用者氏名：〇〇〇〇〇〇 様

手順書：胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】
内部ストッパーがリレーン型である。前回の交換時にトラブルがなく、2回目以降の交換である。定期交換の時期である。

【看医師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
バイタルサインが安定している
意識レベル、病状が平常時と変化がない
瘻孔からの出血がない 出血傾向がない
胃ろう周囲の皮膚トラブルがない
交換前のカテーテルの可動性が良好である

【診療の補助の内容】
胃ろうカテーテル（リレーン型）または胃ろうボタン（リレーン型）の交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】
意識、バイタルサインの問題がない
交換後の腫痛、出血がない、あっても持続的なものではない
交換後のカテーテルの可動性が良好である
胃内内容物の逆流が確認できる

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
主治医、当該診療科医師、または医療安全担当医師へ連絡する
連絡先 ××××-××××-××××

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】
1. 担当医師へその日のうちに連絡（FAX）
2. 毎月の報告書への記載

××××年××月××日
〇〇訪問看護ステーション 殿

医療機関名 〇〇〇〇〇〇〇〇
診療科 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
医師氏名 △△△ △△△

●在宅領域における手順書例集 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000679735.pdf>

●特定行為に係る手順書例集 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000112464.pdf>



在宅領域における
手順書例集



特定行為に係る
手順書例集

どのような患者でも対象になるの？

- 医師が「看護師による特定行為」実施の必要性を判断し、手順書を交付すれば、年齢や疾患に関わらず対象になります。
- 医療保険の利用者も介護保険の利用者も対象になります。

他の訪問看護ステーションとの併用はできるの？

- 介護保険の利用者は併用可能です。
- 医療保険の利用者は、併用可能な場合があるので、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。ただし、同一日の訪問はできません。
- 医療保険の場合、創傷処置関連の研修を修了した看護師は、他の訪問看護ステーションの利用者への同行訪問ができます。

どのような診療報酬が請求できるの？

- 在宅療養指導管理料を算定することができます。
- 「訪問看護指示料 300 点」「手順書加算 150 点（6月に1回限り）」「衛生材料等提供加算 80 点」を算定することができます。

特定行為研修修了看護師と協働する医師の声



- 訪問看護指示書を交付しているステーションの看護師が適切な時に特定行為を実施することで、安心して協働でき、患者の処置を任せられます
- 報告内容がわかりやすいため治療判断がしやすく、早期対応ができます
- 診療時間が短縮できるため、より重症な患者など、他の患者の診療や処置に時間が使えます

看護師による特定行為を受けた利用者や家族の声



- いつも来ている顔見知りの看護師が処置を行ってくれることで、日頃不安に思うこと（器具のサイズや皮膚トラブルなど）を気軽に聞けるので、安心できます
- 生活リズムを崩さず、ケアを行う流れで処置もしてくれるので助かります
- 処置のために病院に連れて行かなくてもよいので、待つ時間や移動する時間がなくなり、交通費もかからなくなりました

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為研修制度について
https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html

[全国訪問看護事業協会] 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



厚生労働省 日本医師会



全国訪問看護事業協会

一般社団法人全国訪問看護事業協会

訪問看護 de 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

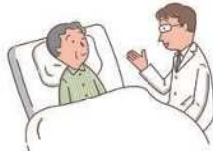
「特定行為に係る看護師の研修制度」 導入編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められています。

特定行為の流れ

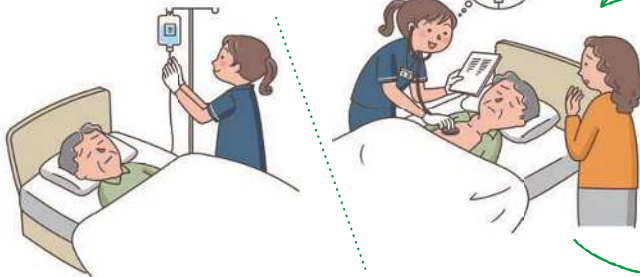
1 医師から利用者に
特定行為の説明



2 医師から手順書の交付と
衛生材料の提供



3 利用者の体調をアセスメントし
手順書に基づいて実施



4 アセスメントの内容と
実施した特定行為を医師に報告



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連



脱水症状に対する
輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去

呼吸器（長期呼吸療法に
係るもの）関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



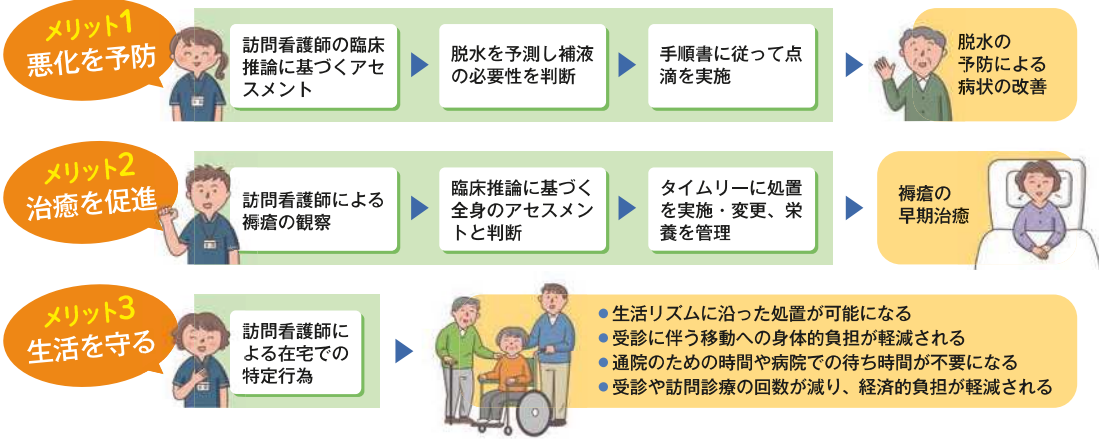
胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

診療報酬

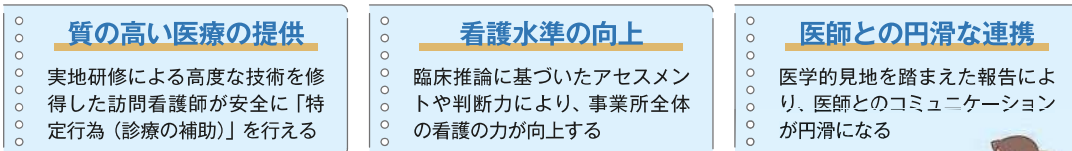
- ・ 専門管理加算…2,500 円（1 回 / 月）
- ・ 専門性の高い看護師との同行訪問…特定行為研修修了者（創傷処置関係）が追加
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費…特定行為研修修了者を含む、専門研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい要件として追加

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例

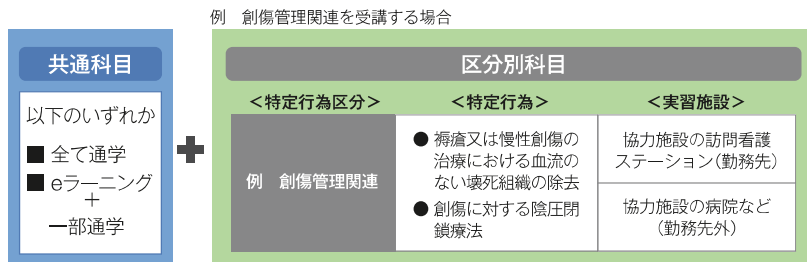


▶ 事業所へのメリット



特定行為研修のイメージ

以下のような研修の受講により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけます。



- ・在宅で行う主な特定行為研修の受講には、研修機関や区分別科目にもよりますが、概ね1年～1年半かかります。
- ・eラーニングが活用できるため、就労しながらの受講が可能です。

Q この研修を受けていなければ、現在行っている医行為（診療の補助）は行えなくなりますか？

A 本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません
これまで通り、看護師は医師の指示で特定行為に相当する診療の補助を行うことができます。

詳しくはポータルサイトをご覧ください

▶▶ 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



訪問看護 de 特定行為

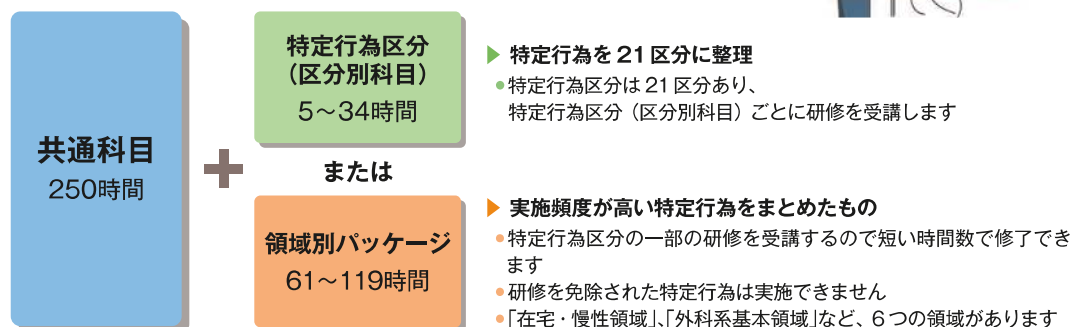
～訪問看護ステーションの看護師のキャリアアップを支援しよう！～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 研修受講編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められており、国も予算をつけて推進しています。

特定行為研修とは

研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と、「区分別科目」または「領域別パッケージ」により構成されています。



《区分別科目（80時間）と在宅・慢性期領域パッケージ（61時間）の違い》

訪問看護師は、短い時間で受講できる、下表の《在宅・慢性期領域パッケージ研修》を選択することも一つの方法です。

特定行為区分の名称	特定行為	区分別科目 研修時間数	在宅・慢性期領域パッケージ		
			研修免除の可否	研修時間数	実施の可否
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	8時間	—	8時間	○
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22時間	—	16時間	○
	膀胱ろうカテーテルの交換		免除可	—	×
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34時間	—	26時間	○
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		免除可	—	×
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16時間	免除可	—	×
	脱水症状に対する輸液による補正		—	11時間	○
		計80時間＋各行為5症例※	計61時間＋各行為5症例※		

【厚生労働省 HP】

・特定行為区分とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077098.html>

・特定行為研修とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html>



特定行為区分とは



特定行為研修とは

特定行為研修を受講する流れ

指定研修機関☆の選定

☆ 指定研修機関とは：1 または 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するものをいいます。

- 以下のことを確認して選ぶとよいでしょう。
 - ◆ 取得したい特定行為区分の研修を行っているか
 - ◆ 指定研修機関で実習が可能か
 - ◆ 研修の開始時期・期間(概ね1年～1年半が目安)
 - ◆ 費用はどのくらい必要か
 - ◆ 厚生労働大臣指定教育訓練講座の指定を受けているか(指定を受けている給付金が利用できる)
 - ◆ 具体的な履修方法
 - ◆ 募集期間はいつか

下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「指定研修機関の探し方のご案内」もご参照ください

入校



講義・演習

- 共通科目(250時間)+区分別科目(5～34時間)または領域別パッケージ研修(61～119時間)を受講する

試験・評価

- 指定研修機関で受講する
(「全て通学」または「職場や自宅でeラーニング + 一部通学」での受講)

実習

試験・評価

- 指定研修機関で実習が可能な場合
 - ・ 研修機関で実習する
 - ・ 協力施設[#]である訪問看護ステーションや病院で実習する
- 指定研修機関で実習ができない場合
 - ・ 協力施設である訪問看護ステーションや病院を受講者が探して実習する
- 所属の訪問看護ステーションが協力施設になれば、自事業所で実習が可能であり、地域のクリニック等と連携しながら実習を行うことで、修了後の活動を円滑に進めることができます

#協力施設とは、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいい、単に、特定行為研修を行うための教材又は場所を提供するものは含まれません。

協力施設の詳細は下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「実習施設について」をご覧ください

修了



【全国訪問看護事業協会】

特定行為研修制度
訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



最新情報・詳細は
各指定研修機関へお問合せください

「訪問看護ステーション
管理者の実践チェック表」はこちら ▼

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/flow/>



これらの各項目をクリックすると
詳細をご覧いただけます

特定行為研修の受講で身につけられる力



特定行為研修修了者が事業所にいるメリット

- 特定行為研修を修了した看護師が事業所にいることで、以下のようなメリットがあります。

具体的な事例については、「訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト」でご覧いただけます

利用者のニーズにこたえることができ 選ばれる事業所になれる

- 悪化を予防
- 治癒を促進
- 生活を守る

看護師獲得の強みになる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス



事業所全体の看護水準が向上し 質の高い医療が提供できる

- 臨床推論に基づくアセスメント
- 高度で安全な知識と技術の提供
- 他の看護師への教育による知識や技術力の向上

コンサルテーションや相談機能を 発揮できる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス

医師との円滑な連携が可能になる

- 医学的見地を踏まえた報告
- タイムリーな情報提供

研修受講を乗り切るために管理者が行うとよい実践例

● 訪問体制の整備と看護師の確保

- ・ 研修受講について他の職員へのコンセンサスを図り、研修中の代替訪問やフォローをお願いする
- ・ 非常勤職員に可能な範囲で勤務日数を増やしてもらうようお願いする
- ・ 代替職員雇用の費用補助金制度（県によって違いがある）を利用して、計画的に看護師を雇用する

● 受講者の金銭的支援

- ・ 研修期間の給与保障について、基本給（全部あるいは何割か）に関して経営側と柔軟に交渉する
- ・ 研修日は勤務扱いとする
- ・ 受講料等の費用補助金制度（県によって違いがある）を利用して、受講料や交通費の補助をする

● 学習を継続するための支援

- ・ 勤務日に自己学習の日を設ける
- ・ eラーニング学習時間を勤務時間内に確保する
- ・ 定期的に進捗状況を共有し、精神的なサポートをする

左記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト

「給付金・助成金・都道府県事業について」「訪問看護ステーション管理者の実践チェック表」をご参照ください



受講者からのアドバイス

研修受講を乗り切るための工夫

研修生同士のつながりを持ち、情報交換や進捗度の確認をすることで、モチベーションを維持しました

実習施設の選び方

事前に、選択した分野の症例が実習できるか問い合わせて、実習施設を探しました
実習施設に宿泊棟を設けている施設もあったので、事前に確認するとよいと思います



管理者の A さん

呼吸器関連、創傷管理関連、
栄養に係るカテーテル管理関連受講

講義・演習

週に1日eラーニング研修を受ける時間を作ってもらったので、仕事をしながら受講を続けることができました

実習期間

5日間の連続した実習期間で、区分によっては合計2週間の実習期間でした

研修受講を

乗り切るための工夫

家族や職場の理解と協力を得て、家庭と学習を両立しました

講義・演習

在宅・慢性期領域別パッケージ研修を受講して、凝縮された内容を効率的に学ぶことができました

実習期間

研修機関によって実習のパターンはそれぞれです。1週間や10日間を通して実習を行うところや、日時指定で実習を行う施設もありました

実習施設の選び方

自宅又はステーションから近い施設は、通いやすかったです。子育て中なので自宅から通える病院など、自身の生活スタイルを考えながら指定研修機関の指導者と相談しました



子育て中の B さん
在宅・慢性期領域別
パッケージ受講

研修受講を乗り切るための工夫

職場の管理者やスタッフの協力や励ましが精神的なサポートになりました

講義・演習

「教育訓練給付制度」と、「費用補助金制度」を利用したので、受講費の心配がなく学べました



補助金制度等を使って受講した C さん

創傷管理関連・栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連受講

実習施設の選び方

実習施設は症例が多い施設を選ぶと、実習がスムーズに進みます

実習期間

実習は1行為2日～3日通い、症例によっては片道2時間～3時間かかる病院に行くこともあるので、余裕のある計画を立てた方がよいです

詳しくはポータルサイトをご覧ください



【全国訪問看護事業協会】

訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



<地域標準手順書普及等推進委員会委員>

- 長島 徹 (栃木県医師会副会長)
依田 祐輔 (栃木県医師会常任理事)
佐田 尚宏 (栃木県医師会常任理事)
亀田美智子 (栃木県看護協会常任理事)
鮎澤みどり (栃木県訪問看護ステーション協議会会長)
高橋 昭彦 (ひばりクリニック院長)
村上 礼子 (自治医科大学看護師特定行為研修センター教授)
横山 孝子 (訪問看護ステーションあい所長)
下川 陽美 (とちぎ訪問看護ステーションみぶ)
倉持満由美 (とちぎ訪問看護ステーションあしかが)
高槻 史明 (栃木県保健福祉部医療政策課課長補佐 (在宅医療・介護連携担当 GL))
小俣 宜昭 (栃木県保健福祉部医療政策課課長補佐 (看護職員育成担当 GL))

<地域標準手順書普及等事業ワーキンググループ会議>

- 依田 祐輔 (栃木県医師会常任理事)
村上 礼子 (自治医科大学看護師特定行為研修センター教授)
木下 明美 (訪問看護あかり)
山下 美和 (訪問看護ステーションほっと)
永井 信子 (とちぎ訪問看護ステーションうつのみや)
郡司 直美 (さつき訪問看護ステーション)
大森 桂子 (とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション)
下川 陽美 (とちぎ訪問看護ステーションみぶ)
増山めぐみ (わくわく訪問看護ステーションおやま)
倉持満由美 (とちぎ訪問看護ステーションあしかが)
橋本 祐子 (訪問看護ステーションたいよう)
横山 孝子 (訪問看護ステーションあい)

特定行為に係る地域標準手順書マニュアル

令和8年3月発行

発行 一般社団法人 栃木県医師会

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森4階

TEL 028-622-2655 FAX 028-624-5988

